

農業委員・農地利用最適化推進委員の女性登用等に関する申し合わせ決議

平成 28 年 4 月に施行された改正農業委員会法により、農業委員は、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが明記されています（第 8 条第 7 項）。全国農業委員会女性協議会としてもこの間、「女性が一人も登用されていない農業委員会の解消」、「一農業委員会あたり複数の女性の選出」を目標に市町村長への要請活動や女性委員候補者への説得等の幅広い取組を展開してきました。

その結果、全国で女性の農業委員が 3,339 人（14.3%）、農地利用最適化推進委員が 716 人（4.1%）、合計 4,055 人の女性が登用され（令和 7 年 1 月 10 日時点）、着実に増加しています。

一方、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、女性の農業委員の登用率を令和 7 年度までに 30%を達成するよう目標が定められています。女性ならではの視点で「農地利用の最適化」を推進していくためには、これまで以上に男性と一緒に女性委員の登用に取り組んでいくことが必要です。

そのため、下記の事項について申し合わせ、目標の達成および「農地利用の最適化」が十全に進んでいくよう、ここに決議します。

記

1. 女性の農業委員・推進委員の登用率向上に向けた取組を推進しよう

女性の農業委員の登用率 30%の目標達成に向けて、女性の農業委員が一人もいない農業委員会をなくしていくための取組を推進すること。

加えて、農業委員会の現場活動にも女性の視点を取り入れるため、推進委員の登用促進にも取り組むこと。

2. 任命権者等へ女性の登用の重要性を呼びかけよう

農業委員会の会長や男性委員に、農業委員会の組織運営における女性委員の必要性を訴えたうえで、任命権者である市町村長・市町村議会議長などへ女性登用に向けた働きかけを行い、機運の醸成を図ること。

3. 男性委員とともに次代の農業委員・推進委員の掘り起こしに取り組もう

- ① 農業委員会の役割や活動を女性農業者に知ってもらうための取組を行うこと。
- ② 女性農業者の委員への立候補や任期継続がしやすい環境づくりを行うこと。
- ③ 候補者を後押しするため、候補者の家族や地域に対しても働きかけを行うこと。
- ④ 女性登用に向けた活動を女性委員だけでなく男性委員とともに行うこと。

以上

令和 7 年 1 月 16 日
第 15 回全国農業委員会女性協議会総会